

# パートタイムの雇用保険 適用範囲が拡大されました！

- 平成21年4月1日から、短時間就労者(パートタイマー等)、派遣労働者の方の雇用保険の適用基準が以下のように変わりました。
- 現在雇用している労働者の方が適用基準に該当する場合には、新たに公共職業安定所(ハローワーク)への届出が必要です。

【新】

- 6か月以上の雇用見込みがあること
- 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

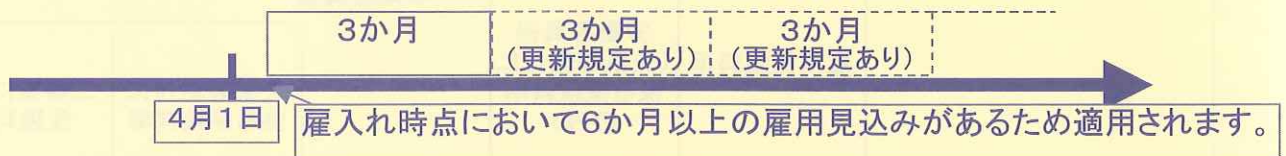


【旧】

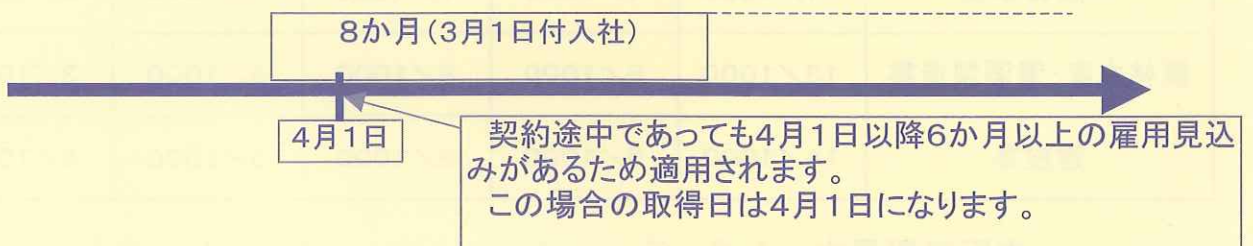
- 1年以上の雇用見込みがあること
- 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

- 例えば、次のような方が対象となります。

- ・ 4月1日以降に雇い入れる方



- ・ 4月1日以前から雇われていた方





短時間就労者は「パートタイマー」「アルバイト」「臨時社員」「契約社員」など、さまざまな呼ばれ方をしていますが、呼称にかかわらず労働者である以上雇用保険の加入要件を満たしている雇用条件で就労されると加入手続きを行っていただく必要がございます。

大 阪 労 働 局 及 び ハ ロ ー ワ ー ク			
大 阪 東	06-6942-4771	池 田	072-751-2595
梅 田	06-6344-8609	泉 大 津	0725-32-5181
大 阪 西	06-6582-5271	河内柏原	072-972-0081
阿 倍 野	06-6628-5051	枚 方	072-841-3363
淀 川	06-6302-4771	泉 佐 野	072-463-0565
布 施	06-6782-4221	茨 木	072-623-2551
堺	072-238-8301	河内長野	0721-53-3081
岸 和 田	072-431-5541	門 真	06-6906-6831
大阪労働局 職業安定部 雇用保険課			06-4790-6320

詳しくはハローワーク(公共職業安定所)にお問い合わせください

雇用保険料率は21年度に限り下記のとおりです。

	雇用保険料率	労働者負担 (失業等給付に 係る保険料率 のみ)	事業主負担		
			失業等給付に 係る保険料率	二事業に係る 保険料率	
一般の事業	11/1000	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000
農林水産・清酒製造業	13/1000	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000
建設業	14/1000	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000